

様

契約書類綴

①契約書

②重要事項説明書

認定特定非営利活動法人
たすけあいの会ふれあいネットまつど
ふれあいネットまつどケアステーション
指定事業所番号：1271201160

〒270-2241 千葉県松戸市松戸新田433-35

☐TEL:047-710-7450 ☐FAX:047-710-5940 ☐E-mail:fnm2011@r4.dion.ne.jp

認定 NPO 法人たすけあいの会ふれあいネットまつど
ふれあいネットまつどケアステーション
【訪問介護契約書】

_____ (以下、「利用者」といいます)と認定特定非営利活動法人たすけあいの会ふれあいネットまつど(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法令に趣旨に従って、利用者が居宅において、その有する能力に
応じて、できるかぎり自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者
は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約(以下、「本契約」といいます)は、本契約の契約日に開始され、利用者の要
介護認定の期間が、本契約開始の日以降最初に満了する日に終了します。
- 2 前条の定めにかかわらず、本契約期間の終了の日までに利用者から事業者に対して契
約終了の申し出がない場合には、本契約は自動的に更新されるものとします。

第3条(重要事項説明書)

この契約に際し、事業者は利用者に対して、あらかじめサービス提供に関する重要な事項
を「重要事項説明書」の書面にて説明するものとします。また、その書面の内容は、本契約
に規定されている内容を補充するものとします。

第4条(提供するサービス)

事業者は、訪問介護等(以下、「ホームヘルパー」といいます)を利用者の居宅に派遣し、
「重要事項説明書」に定めたサービスの内容を提供します。

第5条(訪問介護計画書の作成・変更)

- 1 事業者は、利用者またはその家族の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護
支援専門員(ケアマネジャー)の作成した「居宅サービス計画書(ケアプラン)」に沿って、「訪
問介護計画書」を作成します。
- 2 事業者が「訪問介護計画書」の変更を必要と判断した場合、利用者またはその家族が
訪問介護計画書の変更を希望した場合には、双方の同意をもって「訪問介護計画書」を

変更することとします。

第6条(介護保険の適応を受けないサービスの説明)

事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合は、特にそのサービスおよび利用料を説明し、利用者の同意を得るものとします。

第7条(料金・支払い方法・料金の変更)

1 この契約書に基づき、事業者が提供するサービス等に関する料金・支払い方法は「重要事項説明書」のとおりです。

2 事業者は利用者に対し、文書で通知することにより料金の変更を申し入れることができます。

3 利用者は、料金の変更を了承しない場合、事業者に対し通知することにより、この契約を解約することができます。

第8条(サービスのキャンセル)

1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知することにより、料金を負担することなく、サービス利用をキャンセルすることができます。

2 利用者がサービス提供の24時間目までに通知することなく事業者がサービスを提供できなかった場合、事業者は利用者に対して「重要事項説明書」のとおり、キャンセル料を請求することができます。なお、キャンセル料は介護保険を利用できませんので、自費になります。

第9条(契約終了)

次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約を自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所された場合

(2) 利用者の要介護認定区分が要支援または総合事業、もしくは自立(非該当)と認定された場合。

(3) 利用者が亡くなりになられた場合

(4) 利用者が身体障害者養成施設へ入所され、介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合。

第10条(利用者の解約権)

利用者は、事業者に対して通知することによりいつでも本契約を解約することができます。

第11条(事業者の解約権)

1 事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合、利用者に対して、理由を示した文章で通知することにより、この契約を解約することができます。

- (1) 訪問介護事業の休廃止をした場合
- (2) 利用者の引っ越しなど、サービスの提供が困難になった場合
- (3) 利用者が、事業者を支払うべき利用料(利用者負担分)を催告にもかかわらず3ヶ月以上滞納した場合
- (4) その他
 - ① サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態の悪化をもたらす場合
 - ② 偽りその他の不正行為により保険給付を受け、または受けようとした場合

第12条(守秘義務)

- 1 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由がない限り第三者に漏らしてはならない。この秘密義務は契約終了後も継続するものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、利用者は、事業者が本契約に定める業務遂行の範囲内で利用者およびその家族の個人情報を使用することに同意します。

第13条(個人情報保護)

事業者は、個人情報の保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、より適正な事業遂行に努めます。事業上知り得た個人情報を、利用者から文書にて同意を頂いた範囲内以外で個人情報を使用いたしません。保有する個人情報の管理についても、個人情報の漏洩、滅失、毀損などがないよう十分に配慮し、安全に管理します。

第14条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者またはその家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条(緊急時の対応)

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合など必要な場合は、速やかに医療機関に連絡をとる等必要な措置を講じます。利用者は予め所定の用紙にご家族、医療機関など緊急連絡先を事業者に届けるものとします。

第16条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条(サービス内容等の記録作成・保存・開示)

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供することに、当該サービスの提供日、内容等の必要事項を、サービス提供記録に記載します。
- 2 前項の書面のうち、ホームヘルパーがサービス提供時間内に行います。
- 3 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 4 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項に規定する書面その他サービスの提供に関する記録の閲覧・複写を求めることができます。

第18条(本契約に定めない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第19条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、千葉地方裁判所松戸支部を第一審判管轄裁判所とすることを予め合意します。

以下の契約につき双方の合意を証するために、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を所持するものとします。

年 月 日

(利用者)私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

また、第12条・第13条に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

_____ 印

(代理人)私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住 所

氏 名

_____ 印

本人との続柄

(事業者)私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者 所 在 地 〒270-2241 千葉県松戸市松戸新田433-35

法 人 名 認定特定非営利活動法人

たすけあいの会ふれあいネットまつど

代 表 者 代 表 奥 田 義 人

指 定 事 業 所 ふれあいネットまつどケアステーション

管 理 者 織 畑 真 奈 美 印

(立会人)私は、(※利用者との続柄)として、この契約に立ち会いました。

住 所

氏 名

_____ 印

(家族代表)私は、第12条第3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家 族 代 表 住 所

氏 名

_____ 印

訪問介護重要事項説明書

この説明書は、訪問介護（ホームヘルプサービス）の契約にあたって、契約書の内容を補充し、ご利用者に知っていただきたい事項を記載したものです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	認定特定非営利活動法人たすけあいの会ふれあいネットまつど
主たる事務所の所在地	270-2241 千葉県松戸市松戸新田433-35
代表者（職名・氏名）	代表 奥田 義人
設 立 年 月 日	1998年4月1日
電 話 番 号	047-710-7450

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ふれあいネットまつどケアステーション	
サービスの種類	訪問介護	
事業所の所在地	270-2241 千葉県松戸市松戸新田433-35	
電 話 番 号	047-710-7450	
指定年月日・事業所番号	2001年10月1日指定	1271201160
通常の事業の実施地域	松戸市・柏市・流山市	

3. 介護保険で利用できるサービス内容

次のサービスが介護保険で利用できます。

(1) 身体介護

健康管理、排泄介助、食事介助、清拭、入浴、身体整容、体位交換、移動介助、移乗介助、外出介助、起床及び就寝介助、服薬介助、自立支援のための見守りの支援など

(2) 生活援助

住居の清掃、洗濯、ベッドメイク、衣服の整理、被服の補修、一般的な調理、買物、薬の受取など

(3) 身体生活

身体介護と生活援助を併せて行うもの

以下のサービスには、介護保険は利用できません。

介護保険では禁止されているサービス

- 病院内での付き添い
- 利用者本人以外の為の洗濯・調理・買物・布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の対応(お茶・食事の手配など)
- 自家用車の洗車・清掃
- 草むしり・花木の水やり
- ペットの世話(犬の散歩など)
- 家具・電気器機の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 特別な手間をかけて行う料理(おせちやパーティー料理など)

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

5. 事業所の職員体制

従業員の職種	勤務の形態・人数
訪問介護員	常勤換算2.5名以上(常勤・短時間)

6. 管理者及びサービス提供責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	織畑真奈美
サービス提供責任者の氏名	海老澤裕子・細嶋千広

7. 訪問介護利用料

利用者は、介護保険法の定める介護報酬の額をもとに計算され、原則としてかかった費用（サービス費用）の1割または2割・3割が利用料（利用者負担）となります。

次表の「利用料」が利用者の自己負担となる目安の金額です。また、介護保険法等の改正等により「利用料」が変わる場合は文章等でお知らせします。

利用者の負担金額（1単位の金額は10.70円です）

取扱要件	単位数	保険総額	ご利用者負担額一例※1			
			1割負担	2割負担	3割負担	
身体介護中心型 （身体介護と生活援助が混在する場合であって身体介護中心である場合を含む）	20分未満	179	1,915円	192円	384円	576円
	20分以上 30分未満	268	2,867円	287円	574円	861円
	30分以上 1時間未満	426	4,558円	456円	912円	1,368円
	1時間以上	579単位に30分増すごとに84単位				
生活援助中心型 （身体介護と生活援助が混在する場合であって生活援助が中心である場合を含む）	20分以上 45分未満	197	2,107円	211円	422円	633円
	45分以上	242	2,589円	259円	518円	777円
身体介護と生活援助の組み合わせ	身体介護中心の料金＋20分以上45分未満（71～72単位） 身体介護中心の料金＋45分以上70分未満（142～144単位） 身体介護中心の料金＋70分以上（213～216単位）					

※ご利用者のお住まいの行政区によりご負担額が異なりますので、説明をお聞きください。

【加算等】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数	保険総額	加算額		
				1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	200	2,140 円	214 円	428 円	642 円
令和8年6月からの新しい「介護職員等処遇改善加算（1）ロ」		上記基本部分と各種加算減算の合計 28.7%				

(注) 処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※昼間(午前8時から午後6時まで)以外の時間帯でサービスが開始される場合は、次の割合で利用料が割増になります。

サービス開始時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から午前8時前に開始	午後6時以降午後10時以前の開始	午後10時以降翌朝午前6時前の開始
加算割合	25%	25%	50%

(1)ヘルパーが2人で訪問した場合

2人分の料金となります。但し、ヘルパーが引継ぎ等により2人以上で訪問した場合は1人分の料金です。

(2)交通費

ヘルパーが利用者宅へ伺う交通費は無料です。通常のサービス提供実施地域以外に訪問する場合や、買物または通院介助等の交通費は、利用者のご負担となります。

(3)その他の費用

利用者の自宅において、サービス従事者がサービスを提供するために必要な水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者のご負担になります。

(4)要介護認定前にサービスを利用した場合

要介護認定の申請日以降、要介護認定前でもサービスをご利用できます。ただし認定結果によって利用額が利用限度額を超えた場合は、その超えた分を自費でご負担いただくこととなります。

8. サービス利用を中止する場合のキャンセル料

(1)ご利用者のご都合でサービスを中止するとき、次の場合は、キャンセル料がかかります。
ご連絡なくヘルパーがお宅にお伺いした場合、ホームヘルパー交通費分として、
一人につき500円

(2)但し、ご連絡がなかった場合でも、ご利用者の病状の急変などやむを得ない事情があった場合は、キャンセル料は不要です。

9. 利用料の支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

10. 金銭対応

当事業所の訪問介護員は、ご利用者にサービスを提供する際に必要な買物等に伴う少額の金銭以外は、お預かりいたしません。買物でお預かりした金銭等については、つり銭とレシートおよび所定の精算用紙をお渡ししますのでその都度確認お願い致します。

11. 介護支援専門員(ケアマネジャー)との連携

サービスの提供に当り、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。また、ご利用者がケアプランの変更を希望される場合は、速やかに担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に連絡し、調整いたします。

12. 契約終了

ご利用者が介護保険施設に入所された場合や要支援または総合事業、もしくは自立（非該当）と認定された場合などは本契約は自動的に終了いたします。（契約書第9条参照）

13. 解約

ご利用者は、事業者へ通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。事業者がやむを得ない事情により、サービスの提供が困難になった場合、契約を解約することがあります。この場合1ヶ月前に文書でお知らせいたします。

14. 緊急時の対応方法

ご利用者の病状や急変やその他必要な場合には、医療機関ならびにご家族の方に直にご連絡し、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

11. 相談および苦情

下記の窓口担当者にご連絡ください。

（当事業所の苦情相談窓口）

指定訪問介護事業所 ふれあいネットまつどケアステーション	電話番号:047-710-7450 管理者 氏名:織畑 真奈美 サービス提供責任者 海老澤 裕子・細嶋 千広
---------------------------------	---

（行政の相談窓口）

お住まいの市の介護保険担当窓口です。 (松戸市)介護保険事務センター 047-366-7370 (柏市)介護保険課 04-7167-1111 (流山市)介護保険課 04-7158-1111	
お住まいの県の介護保険担当窓口です。 (松戸市)松戸健康福祉センター 04-361-2121 (柏市)柏健康福祉センター 047-7167-1255 (流山市) // //	

(千葉県国民保険連合会の苦情相談窓口)

介護保険課	043-254-7318
-------	--------------

(社会福祉協議会の相談窓口)

千葉県社会福祉協議会	043-204-6010
松戸市社会福祉協議会	047-368-0503
柏市社会福祉協議会	047-7163-9001
流山市社会福祉協議会	04-7159-4735

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

以下、本書につき双方の合意を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

訪問介護のサービス提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業所 所在地 〒270-2241 千葉県松戸市松戸新田433-35
法人名 認定特定非営利活動法人
たすけあいの会ふれあいネットまつど
代表者 代表 奥田 義人

指定事業所名 ふれあいネットまつどケアステーション
電話 047-710-7450

サービス提供責任者 印

私は、契約書および本書面により、事業者の方から訪問介護について重要事項の説明を受け承いたしました。

利用者 住所

氏名

印

利用者は、身体の状態等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認した上、私が利用者に代わって記名押印をいたしました。

代理人 住所

氏名

印

(利用者との関係)